

全国商工会議所青年部連合会委員会規程

平成20年 4月 1日 制定

平成23年 3月19日 改正

平成24年11月16日 改正

平成25年 3月 8日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、全国商工会議所青年部連合会規約（以下、規約という。）第21条の規定に基づき、全国商工会議所青年部連合会（以下、本会という。）の委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置および所管事項)

第2条 本会に、規約第1条の目的の達成に必要な重要事項を審議するため、役員会の承認を得て、以下の事項を所管する委員会を設置する。

- (1) 本会の運営に関する事項。
- (2) 本会の全国大会、全国会長研修会、各ブロック大会等に関する事項。
- (3) 本会の広報等に関する事項。
- (4) 本会の研修等に関する事項。
- (5) 本会の提言活動等に関する事項。
- (6) 本会のビジネス活動等に関する事項。
- (7) その他、会員総会で承認された事項。

(委員長、副委員長および委員)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長若干名および委員を置く。

- 2 各委員会はその目的を達成するために必要な人数の委員を確保することができる。

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(選 任)

第5条 会長は委員長を理事の中から選任し、役員会の承認を得て委嘱する。

- 2 会長は公募により、所属する商工会議所青年部会長並びに所属道府県連の推薦を受けた者を委員として選任し、役員会の承認を得て委嘱することができる。公募により選任された委員を「専門委員」と称する。

- 3 会長は副委員長を委員の中から選任し、役員会の承認を得て委嘱する。なお、選任にあたっては副会長および委員長の意見を聴取しなければならない。

(任 期)

- 第6条 委員長、副委員長および委員の任期はその選任の時にける本会の役員の任期に従う。

(議 決)

- 第7条 委員会の議事は出席委員の過半数の同意により決定する。
 - 2 可否同数の場合は委員長が決定する。

(他委員会への出席)

- 第8条 当該委員会に所属していない役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(議決事項)

- 第9条 委員会において議決した事項は、役員会の議決を経て処理する。

(改 正)

- 第10条 本規程の改正は、役員会の承認を得なければならない。

附則（施行期日等）

1. 第1条、第2条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。